

# 地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総務省

## 1 固定資産税等

### ◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置 ※ 都市計画税も同様。

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。

### ◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長。

## 2 車体課税

### ◎ 環境性能割の税率区分の見直し [別紙参照]

- 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。

### ◎ 環境性能割の臨時の軽減の延長

- 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時の軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

### ◎ グリーン化特例（軽課）の見直し [別紙参照]

- グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。

## 3 個人住民税

### ◎ 住宅ローン控除

- 今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

## 4 納税環境整備

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を経由して電子的に送付するものとする。
- 国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備  
【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正】

## 5 主な税負担軽減措置

- 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税）  
※国有資産等所在市町村交付金についても交付対象から除外  
【国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号）の改正】
- 市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置を 2 年延長（固定資産税、都市計画税）
- 市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）

## 6 航空機燃料譲与税

- 令和 3 年度に限り、航空機燃料税の税率が引き下げられることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる等所要の措置を講ずる。

	現行	改正案
航空機燃料税率	18,000 円/kl	9,000 円/kl
譲与割合	9分の2	9分の4
地方分	4,000 円/kl	4,000 円/kl

【航空機燃料譲与税法（昭和 47 年法律第 13 号）の改正】

※ 上記の改正は、原則令和 3 年 4 月 1 日施行

